

## 第 9 次総量削減計画（案）の修正部分新旧対照表

該当箇所	修正前	修正後
資料 2 - 2 p. 4 2 削減目標量の達成のための方途 (3) その他の汚濁発生源に係る対策	ウ 農地からの負荷削減対策 「食と緑の基本計画 2025」（令和 2（2020）年 12 月）に基づく取組、「愛知県環境と安全に配慮した実施方針」（平成 29（2017）年 3 月）に基づく施肥技術の開発、改善及び普及、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 110 号）の活用等を通じて、肥料及び有機質資材の適正施用を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。	ウ 農地からの負荷削減対策 「食と緑の基本計画 2025」（令和 2（2020）年 12 月）に基づく取組、「愛知県環境と安全に配慮した実施方針」（平成 29（2017）年 3 月）に基づく施肥技術の開発、改善及び普及、「 <b>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</b> 」（令和 4 年法律第 37 号）の活用等を通じて、肥料及び有機質資材の適正施用を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。
	オ 養魚排水対策 養魚場からの負荷削減を図るため、給餌量の節減、汚濁負荷量の少ない飼餌料の使用等の促進を図るとともに、飼育水の浄化及び再利用等の地域の実情に応じた適切な措置を講ずる。	オ 養魚排水対策 養魚場からの負荷削減を図るため、 <b>適正給餌及び汚濁負荷量の少ない飼餌料の使用等の促進</b> を図るとともに、飼育水の浄化及び再利用等の地域の実情に応じた適切な措置を講ずる。
資料 2 - 2 p. 6 3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項	(3) 里海再生の推進 人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった里海を目指し、里海のご概念や重要性について啓発等を行うとともに、「きれいな海」、「豊かな海」、「親しめる海」という視点から里海再生を推進する。	(3) 里海再生の推進 <b>人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった「豊かな海」、水質環境基準の達成を目標とした「きれいな海」、親しみを持って利用してもらえる「親しめる海」</b> を目指し、里海のご概念や重要性について啓発等を行うとともに、里海再生を推進する。